

ロッカー型クラウドサービスの分類について

第1回WTにおける奥郷チーム員による発表によれば、ロッカー型クラウドサービスは、クラウド上のサー
バー（以下「ロッカー」という。）に保存されるコンテンツにアクセスできる者が誰かという視点（視点1）と、
ロッカーに保存されるコンテンツを誰が用意するのかという視点（視点2）の2つの視点から、4つのタイプに
分類することが可能。

視点1：プライベート型／共有型

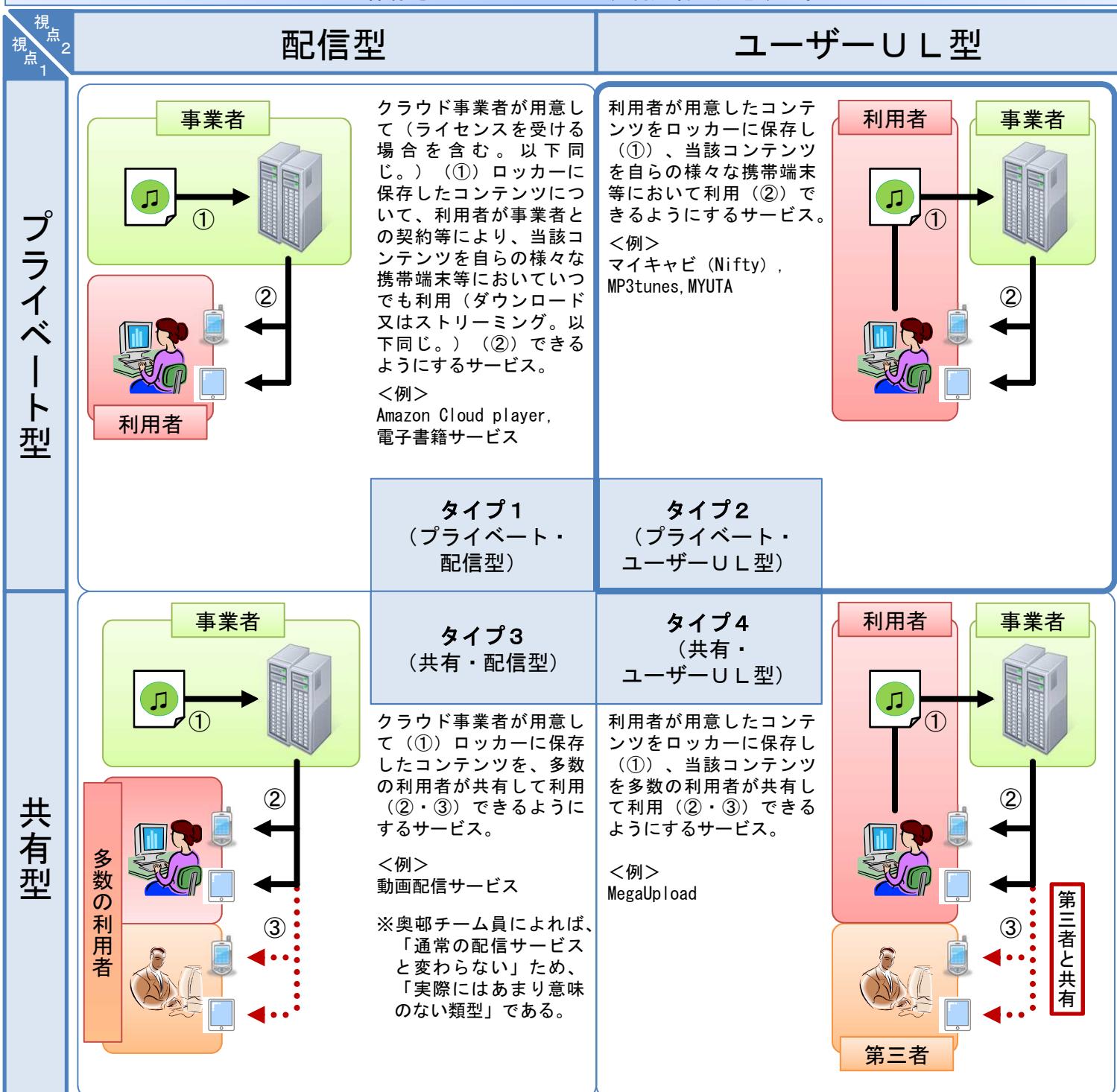
プライベート型：1人の利用者のみが、ロッカーに保存されるコンテンツにアクセスできる。

共有型：多数の利用者が、ロッカーに保存されるコンテンツにアクセスできる。

視点2：配信型／ユーザーアップロード型（以下「ユーザーUL型」という。）

配信型：ロッカーに保存されるコンテンツは、クラウド事業者が用意する。

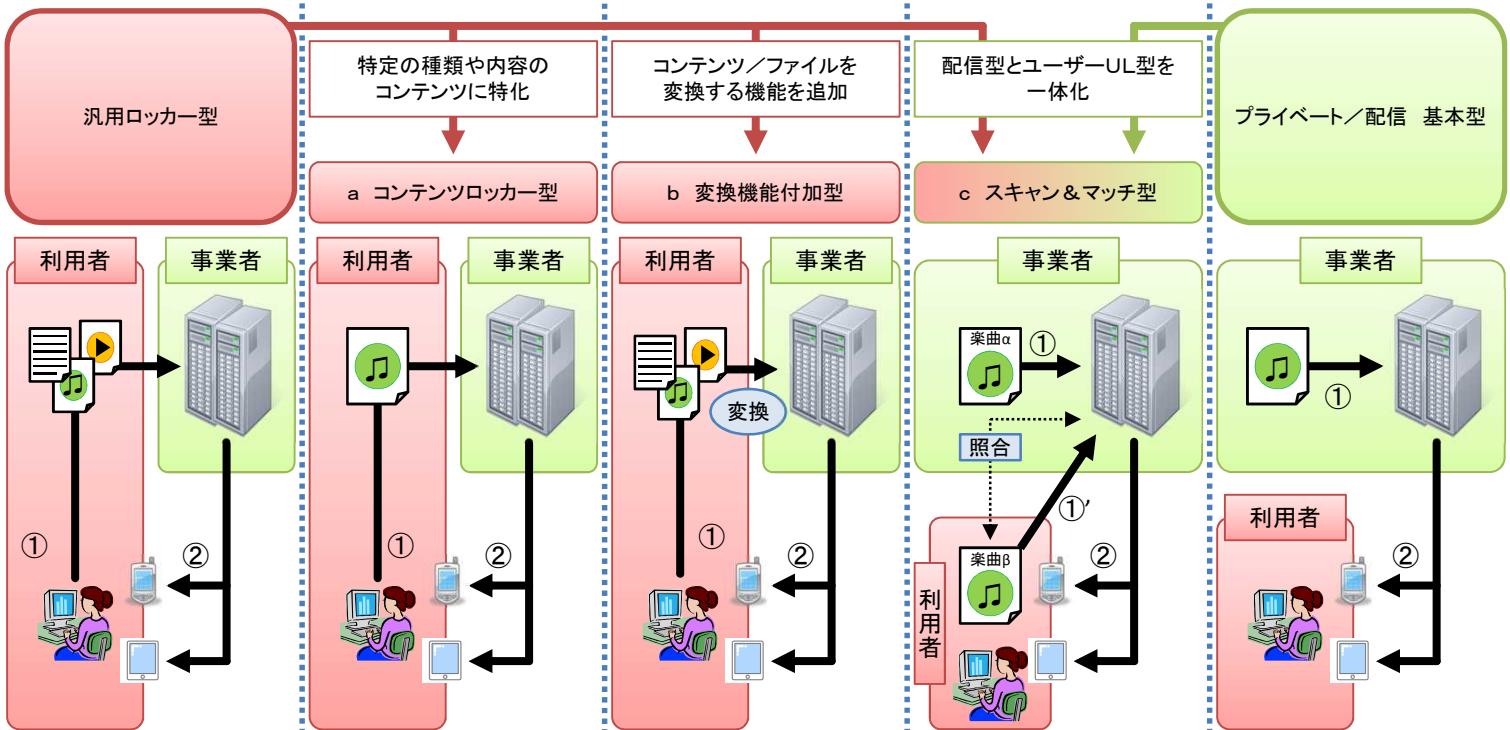
ユーザーUL型：ロッカーに保存されるコンテンツは、利用者が用意する。



ロッカー型クラウドサービス タイプ2の詳細について

＜タイプ2＞ プライベート型／ユーザーUL型

＜タイプ1＞(参考) プライベート型／配信型



利用者が用意したコンテンツをロッカーに保存し（①）、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等において利用（②）できるようするサービス。

保存できるコンテンツの種類や内容等は問わないため、利用者が自ら撮影した写真や作成したドキュメントのみならず、第三者が著作権を有する音楽、映画等のコンテンツも広く対象となる。また、①から②の過程のいずれでもコンテンツ／ファイルの変換は行われない。

保存できるコンテンツの種類や内容が特定のもの（例：音楽や映画）に限られる。

①から②の過程のいずれかで変換が行われる。なお、変換とは様々なものが考えられるが、一例としてファイル形式の変換などがある。また、変換機能付加型には、保存できるコンテンツの種類や内容が特定のものに限られるものと、限られないものが含まれる。

※ 利用者が保存したコンテンツを、利用者に割り当てた保存領域にそのまま保存するサービスもあれば、異なる利用者から別々に保存された同一のコンテンツについては1つのデータのみを保存するサービスも考えられる。

クラウド事業者が用意して（①）ロッカーに保存しているコンテンツと、利用者が自らのパソコン等に保存しているコンテンツを照合し、

- 両者が同一の場合
→利用者はクラウド事業者の保有するコンテンツを自らの様々な携帯端末等においていつでも利用（②）可能（タイプ1）。

- 両者が同一でない場合
→利用者のコンテンツがロッカーにアップロードされる（①'）ことで、利用者は当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等において利用（②）可能（タイプ2）。

クラウド事業者が用意して（①）ロッカーに保存したコンテンツについて、利用者が事業者との契約等により、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等においていつでも利用（②）できるようにするサービス。

具体的なサービス事例

| | | | | |
|---|---|-------|---|---|
| Yahoo!ボックス マイキヤビ(ニフティ) SugarSync ※これらのサービスに付随する共有機能については別途検討 | Google Play[米] Amazon Cloud Player[米] (いずれもスキャン＆マッチ機能搭載前) | MYUTA | iTunes Match Amazon Cloud Player[米] Google Play[米] ※我が国では、スキャン＆マッチ型のサービスは展開されていない。 | iTunes in the cloud Music Unlimited(ソニー) Amazon Cloud Player[日] Google Play[日] |
|---|---|-------|---|---|

著作権等の適切な権利の保護を図りつつ、新たな産業の創出や拡大を促進させるためには、これらのサービスについてどのような議論をしていくべきか。

クラウドサービスと著作権に関する法的論点（例）

1. 利用行為主体

各クラウドサービスにおける著作物の複製等の主体が利用者であるのか、事業者であるのかは必ずしも明らかではないことから、著作物の利用行為主体をどのように考えるべきか。

2. 「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」 (法第30条第1項) 評価性

各クラウドサービスに関し、複製行為の主体が利用者と評価される場合について、法第30条第1項の要件である「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の該当性をどのように考えるべきか。

3. 公衆用設置自動複製機器（法第30条第1項第1号）該当性

各クラウドサービスに関し、複製行為の主体が利用者と評価される場合であり、かつ当該複製行為が私的使用目的の複製に該当する場合、当該複製行為に用いられるクラウド上のサーバーについて、公衆用設置自動複製機器の該当性をどのように考えるべきか。

4. 「公衆」該当性

各クラウドサービスに関し、送信行為の主体が事業者と評価される場合に、事業者の行う当該送信行為について、「自動公衆送信」（法第2条第1項第9号の4）の該当性（事業者の行う利用者に対する当該送信行為が「公衆」性を満たすか。）をどのように考えるべきか。

5. 権利者への適切な対価の還元

クラウドサービス等の技術の発展に対応した、適切な権利者への対価還元のあり方についてどのように考えるか。

（参考）過去の著作権法の一部改正

○バックアップや処理の効率化の目的で行われる複製行為にかかる権利制限規定の創設

バックアップ目的の複製行為については、平成21年の著作権法改正により送信の障害の防止等のための複製について権利制限規定が整備されている（法第47条の5）。また、処理の効率化目的の複製行為については、平成24年の著作権法改正において、情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用に関して権利制限規定が整備されている（法第47条の9）